

第94回（平成31年3月14日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第94回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は1つです。

議題1、英国のEU離脱に際しての当委員会の対応策について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 報告いたします。

英国のEU離脱に関しましては、不透明な状況が続いている中、日英間の個人データ移転に関し、当委員会の対応案についてお諮りするものです。

まず、お手元の資料1-1を御覧ください。初めの1ポツには、英国議会における直近の採決、審議状況を記載してございます。

昨年11月に、英国EU間の離脱協定案が正式に示されて以降、英国EU双方において、議会における審議等が進められております。

予定どおり離脱協定案が発効すると、3月29日の英国の離脱後には、2020年12月までの移行期間に入ることになります。この移行期間において、英国EU間において様々な調整や交渉が継続されることが想定されます。

しかし、直近今月12日には、英国議会において、離脱協定案が否決されました。一方、翌13日には離脱協定案に合意しない、いわゆる「ノーディール」による離脱が否決されました。これにより、英国EU間で離脱協定案の交渉が続く可能性が示されました。

そして、英国時間の明日14日には、3月29日とされている離脱日を延期するか否かについて採決が行われることになっています。

仮に離脱日が延期されず、かつ、離脱協定案が最終合意されなければ、移行期間が設けられないまま、すなわち、様々な調整や交渉を継続する期間が設けられないまま、3月29日の離脱を迎えることになります。

このような不透明な状況の中、日英間の個人データ移転の取扱いについて、対応を検討する必要がございます。

資料の2ポツを御覧ください。日英間の個人データ移転について、まず、英国側におきましては、日本を含むEUによる充分性認定の効果を維持する法案が、既に2月20日、英国議会において可決をされているところでございます。

次に、我が国の対応ですが、3ポツの部分をお見ください。先ほど申し上げた移行期間が置かれる場合であっても、ノーディールの場合であっても、英国におきましては、既存の「2018年データ保護法」に加え、「2018年欧州連合離脱法」によって、EU離脱に際し、即日、GDPRが国内法に組み込まれることを確認しております。

したがって、離脱後の英国についても個人の権利利益を保護する上で我が国と同等

の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国と認めることができます。

4 ポツに、今後の対応を記載してございます。今、申し上げたことを踏まえまして、個人情報保護法第24条に基づく英国の指定を、EU離脱後においても継続することとしたいと考えております。

なお、英国を継続して指定することに伴う、関連する告示の案文につきまして、事務局において調整の上、英国がEUを離脱する日から施行することとしたいと考えております。

資料1-2及び1-3は、その指定のための告示の改正案と、補完的ルールの改正案となっております。

なお、今、申し上げました対応方針につきましては、事業者に向けて情報発信をするため、離脱の前に早期に公表することを考えており、明日の記者発表を予定しております。

事務局からの報告は以上でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 説明ありがとうございます。

英国のEU離脱後も、日英間の円滑な個人データ移転に支障を来さないよう、かねてより英国と協議を続けてきたわけですけれども、その結果として、問題なく相互認証が維持できることはとても良いことだと思います。

事業者の活動に混乱を来さないように、この時点で、早期にアナウンスすることが適切であると考えます。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。

それでは、今、熊澤委員から御意見を頂きましたけれども、英国のEU離脱については、本当に見通しがついていない状況でありますけれども、どのような場合であっても日英間のデータ流通に影響を及ぼさないような対応をしていきたいと考えております。

今日見せていただいた文案に修正の御意見がないようでありましたら、対応案のとおり決定して、所定の手続を進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、そのように取り扱います。

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

わかりました。それでは、そのように取り扱いたいと思います。

本日の会議はこれにて閉会といたします。

事務局から今後の予定をお願いいたします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、3月20日水曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。本日は誠にありがとうございました。